

令和5年第2回笠松町議会定例会会議録（第4号）

令和5年6月8日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応 招 議 員

議 長	4 番	尾 関 俊 治
副 議 長	9 番	安 田 敏 雄
議 員	1 番	間 宮 寿 和
〃	2 番	關 谷 樹 弘
〃	3 番	高 橋 伸 治
〃	5 番	川 島 功 士
〃	6 番	田 島 清 美
〃	7 番	伏 屋 隆 男
〃	8 番	岡 田 文 雄
〃	10 番	長 野 恒 美

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出 席 議 員

応招議員に同じ

欠 席 議 員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	古 田 聖 人
副 町 長	川 部 時 文
総 務 部 長	足 立 篤 隆
企画環境経済部長	堀 仁 志
住民福祉部長	平 岩 敬 康
建設部長兼水道部長	田 島 茂 樹

教 育 文 化 部 長	天 野 富 三
会 計 管 理 者 長 兼 会 計 課 長	田 島 直 樹
総 務 課 長	伊 藤 博 臣
税 務 課 長	森 泰 人
企 画 課 長	山 内 明
健 康 介 護 課 長	田 島 明
郡教委学校教育課長	宮 川 浩 司

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	佐々木 正 道
書 記	笠 原 誠

1. 議事日程（第4号）

令和5年6月8日（木曜日） 午前10時開議

- | | | |
|-------|--------|--------------------------------------|
| 日程第1 | 第1号請願 | インボイス制度の実施延期を求める意見書を政府に送付することを求める請願 |
| 日程第2 | 第36号議案 | 笠松町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について |
| 日程第3 | 第37号議案 | 羽島郡二町教育委員会委員の任命同意について |
| 日程第4 | 第38号議案 | 笠松町農業委員会委員の任命同意について |
| 日程第5 | 第39号議案 | 笠松町税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第6 | 第40号議案 | 笠松町介護保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第7 | 第41号議案 | 笠松町交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第8 | 第42号議案 | 令和5年度笠松町一般会計補正予算（第3号）について |
| 日程第9 | 第43号議案 | 令和5年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第10 | 第44号議案 | 令和5年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第11 | 第45号議案 | 令和5年度笠松町下水道事業会計補正予算（第1号）について |

○議長（尾関俊治君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

日程第1 第1号請願及び日程第2 第36号議案から日程第11 第45号議案までについて

○議長（尾関俊治君） 日程第1、第1号請願及び日程第2、第36号議案から日程第11、第45号議案までの10議案を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） おはようございます。

岐阜南民主商工会の代表 小島守弘様よりインボイス制度の実施延期を求める意見書を政府に送付することをお願いする請願を承りましたので、提案させていただきます。よろしくお願ひします。

読んで提案に代えさせてください。

インボイス制度の実施延期を求める意見書を政府に送付することを求める請願でございます。

請願の趣旨、コロナ禍の影響に加え、急激な物価高騰が家計、事業経営を圧迫し、地域経済の停滞、悪化を招いています。物価高で倒産は前年度比3.4倍、帝国データバンクの4月10日によるものですが、上っています。

インボイス制度が実施されれば、消費税の免税事業者への新たな税負担や苛酷な実務負担が押しつけられます。既に、「インボイス登録しないと回答したら3月で契約が打ち切られた」事例が出ています。小規模事業者の取引排除が広がれば、地域経済はますます疲弊することになります。

影響を受けるのは小規模事業者やフリーランスだけではありません。太陽光パネルを設置して売電している家庭や敷地に飲物などの自動販売機を設置している家庭にもインボイス発行事業者登録に関する働きかけが行われています。

国会ではインボイス制度が実施されることで電気代が値上がりすることも明らかにされました。シルバー人材センターへの発注単価を引き上げるように政府は自治体に求めています、こうした対応は住民の負担増にもつながりかねません。

試算しているように、インボイス制度は税率変更を伴わない消費税の増税策です。

今インボイス制度が始まれば、コロナ禍や物価高から事業の維持・再建を図ろうとしている中小事業者やフリーランスに大きな足かせとなることは火を見るより明かです。

以上の趣旨により、以下の請願を行います。

請願項目 1. インボイス制度の実施延期を求める意見書を政府に送付していただくことをお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（尾関俊治君） お諮りいたします。

ただいま提案の第 1 号請願につきましては、さきに提案されております議案に引き続き、質疑、採決を行うことといたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 1 号請願につきましては、さきに提案されております議案に引き続き、質疑、採決を行うことに決しました。

第36号議案 笠松町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についての質疑を許します。
質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第36号議案は原案のとおり同意されました。

第37号議案 羽島郡二町教育委員会委員の任命同意についての質疑を許します。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第37号議案は原案のとおり同意されました。

第38号議案 笠松町農業委員会委員の任命同意についての質疑を許します。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第38号議案は原案のとおり同意されました。

第39号議案 笠松町税条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第39号議案は原案のとおり可決されました。

第40号議案 笠松町介護保険条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第40号議案は原案のとおり可決されました。

第41号議案 笠松町交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

9番 安田敏雄議員。

○9番（安田敏雄君） ちょっと確認だけさせていただきたいのは、昨年、一昨年からこの交流

センターの空調設備等について、料金どうのこうのじゃなくて、今回は交流センターを追加するという交流センターの設置の追加のあれだと思いますけど、要するに夏場、空調、特にこの27ページ、これも前年の交流センターじゃない総合会館としてそのまま使っておる料金体系だろうと思います。

そんなふうで、料金体系を追加するだけだろうと、総合会館の文面の中へ入れ込むんだと思いますけれども、協議をしていただくようなことを聞いていたんですが、問題は夏場の総合会館の中、特に暑いということで、あそこで高齢者、65歳以上の方とか70歳以上の方がリズム体操、体操なんかをやっている方が見えるんですね。それで、私たち、コーヒー1杯のお金がないのに、空調を使うと2,000円、3,000円の銭が、2時間か3時間使われるとそのお金が出てくるのが大変苦しいということで、前の足立部長が教育文化部長のときにちょこっとお話ししたら、一度そういう面を一遍、特に高齢者が使う場合ですね、そのときは減免のそういうことがあるのか。

体操が今20人か30人、毎週火曜日か水曜日にやってみえると思うんですけど、そうするとクーラーを使う、体操だとどうしても真夏は暑いから、熱中症になっちゃうからクーラーを使うんだけど、いかにもちょっとお金が、1,000円か2,000円出すというのが、なかなかひねくり出すのが大変で、何とか安田さん頼んでいただけんかねということで、そうしたら今回、4月から天野さんに部長が替わりましたけど、前の足立部長さんにも一遍、一度お話しして、何とかいい方法はないやろうかということで、その後、この料金体制は協議されたのか。

特にバドミントンなんかは、やっぱり風があつては駄目ですから、ほかの競技の種類によってクーラーをかける場合と、幾ら運動しても、汗をかいていてもクーラーをかけない運動とか、バドミントンなんかはほとんどクーラーは使わないと思うんですけど、そんなふうで、その後、今のこの料金体系ですね、総合会館のをそのまま使う、これはいつ変えられたか知らん、9月からやったかな、なるということで、その後どんなふうになっているか。

ちょっと総務部長でもいいし、教育文化部長でもいいけど、あれは何ぞいい方法はないかなと思ったんですけど、まけてくれと言っても、なかなかそんな簡単にはまけてもらえんと思うんですけど、一遍そこら辺、協議されておるのか、一遍ちょっと聞かせていただきたいと思いますけど。

〔発言する者あり〕

○議長（尾関俊治君） 天野教育文化部長。

○教育文化部長（天野富三君） 安田議員にお答えします。

制度自体を見直すことは難しいと思っております。そこで、何らかの各団体に、高齢者ということで、助成等を含めた格好の何かができないかということで、今後ちょっと検討させていただきたいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（尾関俊治君） 9番 安田敏雄議員。

○9番（安田敏雄君） ありがとうございます。

天野部長、4月からあれですが、一応使ってみえるところの団体、特に半面使っているのか、全面使っているのか。クーラーがそんな半面、全面ぐらいで、そんな1時間やそこらでなかなかあれだけの総合会館の中を冷やすたって冷えないと思うんですけど、一遍よく要望を聞いていただいて、毎週火曜日か水曜日にやってみえると思いますけど、毎週か、隔週か。

今、伏屋議員が言ったように、交流館は単価がもっと安いらしいで、クーラーをつけても。交流館はまた別の扱いになるかも分からんですけど、そんなふうで一遍使っている、今、太極拳も使ってみえるようなふうですし、リズム体操というんですか、それも使ってみると思いますけど、そこら辺、ただ問題は今月から9月までのどうしてもクーラーが要る時期に汗をかいてやるのが大変だからということを聞いておりましたので、また一度よろしく団体に聞いていただいて、善処していただくようお願いします。ありがとうございました。

○議長（尾関俊治君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

2番 關谷樹弘議員。

○2番（關谷樹弘君） 今の安田議員の質問の続きなんですけど、その施設を御利用されている方が、去年ほどから管理体制も変わったということで、部屋を借りる料金なんかちょっと見直されて上がったということがあって、その利用されている方たちはいろいろ意見・相談をしたんですけど、去年の一般質問のときに私のほうからネーミングライツというのをちょっと御提案させていただきまして、先日も京都の府立体育館か何かがネットニュースになっていましたけど、年間1,500万円の費用で企業が名前を借りて、例えば岐阜県ですとOKBアリーナとか、ふれあい会館とか、各務原市のホッケー場は何かネーミングライツで岐阜県の管財課の方が管理されているということなんですけど、岐阜県のほうに聞きましたら、価格的にはもう数百万というほどもいかず、年間数十万で3年、5年契約で代金を支払って名前をつけていただくというのをやっているそうなんですけど、笠松町のほうでは、前、去年のときに町長さんともちょっと意見交換をさせていただいて、やるとなると運動公園かな、歩道橋かなというお話をちょっとさせていただいていたんですけど、今回、交流センターのようにちょっと取扱いが変わるということで、またこういうエアコン設置なんかで費用がかかるということでしたら、町内の企業さんにちょっとネーミングライツで名前の命名権を取得いただいて、年間例えば30万でも50万でもちょっと費用を出していただいて、町にはお金が入って、それでその空調の費用をちょっと一部賄うとか。

また、そのネーミングライツに関しては、たしか例えば施設の名前が変わることによって看

板の設置とかも、またやめられるときの撤去の費用も全部その企業側が持つという、そんな誓約ができるそうですので、笠松町でも、今年とか来年というのは、すぐには難しいかと思うんですけど、そのネーミングライツの企業をちょっと探し始めて、見つかったら、見つかってからだと思うんですけど、そういうネーミングライツの制度をちょっとつくっていただいて、その費用を空調なんかに充てられたらどうかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（尾関俊治君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） それでは、ネーミングライツの件でお答えをさせていただきます。

御提案ありがとうございます。今回、この交流センターということで、いろんな体系とか利用の形を変えるということで、10月からこれを実施させていただきます。まずはこの交流センターという名称を住民の皆様に周知をしたいということで、まずはこの3種類の交流センターの名前で実施をさせていただきたいと思っております。

ただ、それで住民の方にもこの交流センターというのが定着してきましたら、今、關谷議員さんが言われましたようなネーミングライツ等々、収入を確保するための手段というのも検討していきたいなというふうに思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（尾関俊治君） 2番 關谷樹弘議員。

○2番（關谷樹弘君） ありがとうございます。では、ぜひよろしくをお願いします。

○議長（尾関俊治君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第41号議案は原案のとおり可決されました。

第42号議案 令和5年度笠松町一般会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

7番 伏屋隆男議員。

○7番（伏屋隆男君） 45ページなんですが、民生費の児童措置費で、これは県の補助金で、負担金、補助及び交付金で1,630万あるんですが、第2子以降出産祝い金として1,000万、1人10

万円渡すということなんですが、これはいつからいつまで対象になるのか。今年度ですね、4月以降で来年の3月31日までに生まれた子を対象にするのか。

そして、昨日の専決処分のところでも聞いたんですけれども、県の補助金なんですけれども、これは、毎年出産というのは出てくるわけですね。これは毎年もらえるものなのか。これ、県の補助金といいながら、多分これは国から県のほうにきた感じじゃないかと思うんですけれども、その辺の確認は取れているのか。今年度限りなのか、今後も継続されるのか。

そして、これは第2子だけなのか。第3子、第4子、こういった者は対象にならないのか。その辺もちょっと併せてお聞きしたいんですけれども。

○議長（尾関俊治君） 平岩住民福祉部長。

○住民福祉部長（平岩敬康君） 県の第2子以降出産祝い金についての説明なんですけれども、こちらは、対象者といたしましては、令和5年4月1日以降に第2子以降の子を出産した母にお渡しするということになっております。それで、現状は、今のところこういう情報しかありませんので、終わりの期限はまだ定められておりません。

それで、来年以降につきましては、県のほうは、県の担当課としてはこれ以降も続けていきたいという意向は持っておるようなんですけれども、あちらはあちらで財政課との調整があるということで、現状のところは、希望としては継続していきたいという程度しか回答はいただいております。

第3、第4子以降というお尋ねですけれども、こちらにつきましても第2子以降というくくりに入りますので、同様かと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（尾関俊治君） 7番 伏屋隆男議員。

○7番（伏屋隆男君） 今後も続くといいなということを思います。

こういったことはありがたいと思いますが、ただ、高等学校の支援もそうなんですけれども、国の政策として、今、こども家庭庁ができたことによって、子供支援だけがクローズアップされてきておるような気がするんです。

今、子供支援だけで約2兆円かかっているんですね。これを今度8兆円まで伸ばしていきたいというような国の思いがあって、4倍になるわけですね。ところが、政府として今年の初めに審議しておったときは、子供予算は倍にすることによって岸田総理は明言をしたんですが、これが4倍になってしまったということで、その財源はどうするんやということもあるんですけれども、それはともかくも、国とか県もそうなんですけれども、子育て事業だけに何か特化していくような、それがクローズアップされておるような気がしてならないんです。

昨日、長野議員も質問してみえたように、高齢者に対する支援が、本当にだから、実際はされているんですけれども、これが見えてこない。おぎなりになっているようなふうに思えてな

らないんですね。

そこで、この子育て支援といいますかね、子供がたくさん生まれて初めて働く人口、いわゆる生産人口が増えていくわけですので、そうすれば社会保障費の問題も解決できると思うんですけども、今の現状でいけば、子供が少なくなると労働人口が減っていくと。当然ながら負担が多くなる。受給される高齢者のほうにしてみれば、どんどん減らされていく。もしくは、その加入者が負担増になっていくというような構造になっていくんじゃないかなということですね。

そこで、これは町長さんの意向を確認したいんですけども、笠松町として独自に子供だけでなく高齢者対策をやるということは考えられないのか。というのは、笠松町、全国的にそうなんですけど、子育てばかり一生懸命やっている。笠松もやるんですけども、高齢者にも優しい町ですよというようなやっぱイメージ、こういうものを持っていくことによって、高齢者も安心して暮らせる、笠松に住んでいてよかったなというような、そういった町、こういったものを目指すということは、町長さん自身は2期目を迎えますけれども、その辺の考えはどういうふうに思ってみえるのか、お尋ねしたいんですが。

○議長（尾関俊治君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） まず、私の少子化対策についての考えを述べさせていただきたいと思います。

これはあくまでも私論でございますが、そもそも少子化対策、この笠松町のような小さな町でできることというのは本当に限られていると思います。なので、国や県がそうやって今言うお金を皆さんに支給しているというんですが、基本的に私、少子化の一番の大きな原因というのは、20年ぐらい前でしたっけね、増田レポートというのがありました。つまり若い女性が地方から首都圏のほうへ流出してしまう、子供を産める年齢の女性がいなくなるのが人口減少。

というのは、東京のほうは、御承知のように、出生率が全国で一番低いところです。非常になかなか子育てのそういう待機児童の問題も含めて、まだまだちょっと行き届いていない、物価も高いというところ。そういったあまり子育てに適していない都会へ若い女性が行けば、当然のことながら子供の数もやっぱり減ってくると。

なので、本来、もし国が、これ、私がもし総理大臣でしたら、そうじゃなくて、そういうふうに何兆円も使うお金を、首都機能移転みたいな感じで、大企業や政府のそういったものを地方に分散させて、地方でも雇用を確保する、地方でも魅力的なまちにする。そういったことをすれば、私は、昔でいう列島改造論じゃないですけど、地方がのべつ幕なく発展していく。そうすれば、子供の数もおのずと、ここで生まれて住んで、ここで生涯を終える、そういう人たちが増えていけば、地方も衰退していかないし、高齢化もストップできる。

なのにもかかわらず、なぜかそういった議論、一時期、首都機能の話がありましたが、消え

てしまって、これを言うとまた批判になるかもしれませんが、国会議員の先生方や、あるいは官僚の皆さんは東京で物を考えている。地方創成といっても、笠松町や、あるいはここに官僚の皆さんが足を運ばれること、少子化の担当の方は多分ないと思います。あくまでも都会の中でのそういう観点で議論を進められると、どうしても現場の声。

私、実は昨日、知事との交流会、語る会に行ってきた、他の町村長さんとお話しさせていただいたんですが、皆さん、やはりこうやって支援はありがたいけど、これで子供の数が増えるというのはちょっと疑問符だなという意見が非常に多かったです。これはもう現場の声を聞いていて、その中で県の担当者に対して、もっと現場を見てくれよと。まず県の職員、そういう女性・子供部でしたっけね、そういった部長とか課長とか職員は、各市町村を回って、現場に行って、そこでお母さんや子育てをしている人の声を聞いた上での施策を打ってくれと、そういう要望をしていましたし、私もそれを言わせていただいたという中で、今の話、高齢者のやつ。

これも独自というか、今、何がじゃあ高齢者の皆さんにとって幸せというか福祉につながるかといいますと、やはりこれは健康寿命を延ばすことではないかと私は思っています。今、平均寿命はもう100歳になるという人生100年。ただ、寝たきりになったり、あるいは認知症になって、100歳生きられても果たしてその人やその家族が幸せかどうかというのは、ちょっと私もどうかと思います。なので、健康で生き生きと安らぎを感じられるような、そういった地域社会にするために、今、ちょうど去年から始めましたちよいスポけんこうフェスタで、みんなで体を動かしたりレクリエーションを通してコミュニケーションを図りましょうよとか、あるいは昨日の質問でもありましたが、地域包括ケアシステムを充実させて、この場所で安心して老後を過ごしていける、そういった安らぎのあふれる地域づくりというのは、これは必要であって、これはお金をかけなくても皆さんの気持ち一つずつを変えることでやっていく。

若い者はお年寄りに対して敬う気持ちを持つとか、それはもう気持ち、考え方を少しずつ変えていくだけで、さほどお金もかけずにできるんじゃないかというふうに私自身思っていますし、また今後とも皆さん方と一緒に、そういった面も踏まえながら、笠松町は本当に高齢者に優しい地域だなと、住んでいる人はもちろん外からも言ってもらえるように、また知恵を絞りながら汗をかいて取り組んでいきたいと思いますので、またぜひとも御教示のほどをよろしくお願い申し上げます。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（尾関俊治君） 7番 伏屋隆男議員。

○7番（伏屋隆男君） 今、町長の考え方をお聞きしました。

それで、今おっしゃったことを具現化するように、2期目に向けてまたやっていただきたいと思いますし、笠松町がそういったことで高齢者のこともやっておるよということをどんどん

アピールすれば、今、全国的にやっぱり子育てのことばかりしかやっていないので、マスコミも注目してくれるんじゃないかな。テレビ局が入って、そういったところをテレビでやってくれば、笠松はいいところやなと、それでやっぱり高齢者に優しい町やなということもやっぱり全国的に発信していけば、もっと皆さんも喜んでいただける町になるんじゃないかなということを思いますので、ぜひともそういうことを実現していただくようお願いしまして、質問を終わります。

○議長（尾関俊治君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

6 番 田島清美議員。

○6 番（田島清美君） 44ページの商工会クーポン事業補助金の件なんですけど、提案説明のときに、これ4回目をやられるということで、前は利用率が73%ぐらいというふうで、500円の券の10枚つづりというふうにお聞きしたんですけど、9,300世帯を見込んでいるというふうにお聞きしたと思うんですけど、これというのは利用率が100%ではないなんですけど、これって要は町のほうが商工会のほうにある程度お願いして、前と同じような事業者しか使えないのか、今、ヨシヅヤとかができたじゃないですか。そういったところも使えるようになるのか、ちょっと教えてほしいんですけど。

○議長（尾関俊治君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） それでは、クーポン券事業について御説明をさせていただきます。

事業内容につきましては、昨年度実施しました形と同様の形でやらせていただいております。それで、使える事業者につきましても、昨年と同様で、商工会に加入していただいている事業者ということに限定をさせていただきます。

ヨシヅヤさんにつきましても、現在、商工会の会員となっておりますので、また商工会から依頼等をさせていただくことになると思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（尾関俊治君） 6 番 田島清美議員。

○6 番（田島清美君） それで、以前からこの商工会のクーポンのものが、前はそのクーポン券だけの封筒で来ていなくて、見ていないという人が多かったんですけど、今回は商工会のそのクーポン券というふうに分かるような封筒で来るんでしょうかね。

○議長（尾関俊治君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） お答えをさせていただきます。

クーポン券を郵送させていただきますけど、昨年度につきましても青色だったと思いますし、そこにクーポン券在中というように分かるようには郵送させていただいております。今回につ

きまして、同様にクーポン券在中ということで分かるようにはして郵送させていただきたい
と思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（尾関俊治君） 6 番 田島清美議員。

○6 番（田島清美君） せっかく、商工会の商工業者の方もやっぱり今結構大変だと思うんです。
ぜひ皆さんが100%使っていただけるように、放送とかいろいろPRなんかもしていただいて、
皆さんに使っていただけるようにしていただければいいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（尾関俊治君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

1 番 間宮寿和議員。

○1 番（間宮寿和君） 48ページのパソコン機器使用料、以前説明をいただきまして、電子黒板
と連携するタブレットですかね、パソコンですかねが、先生の使われるものが古くなってきて
いるということで、起動等が遅いということで、買い換えるというか新しくされるということ
をお聞きしておりましたが、まずこれはパソコンですか、タブレットですかね、まず。

それに応じて、例えばメーカーとか、例えばタブレットであればAndroid等アプリがありま
すけれど、それもどういうものを使われるのかということですね。もちろん、電子黒板との連
携ということも聞いていますので、その連携ができるものになってくるのかとは思いますが、
電子黒板はアップルでもいけるはずですので、その辺りどのようなものをという。

それはなぜかという、御存じの方もお見えだと思うんですが、教育関係のものというのは
やはりアップル系がすごく強いのを聞いております。特にそういう電子黒板等で子供たちの教
育というところを重視でやられるというところという、アップルのほうがそういう後のアプ
リ等の開発なんかも進んでいるということも聞きますので、できればそういう子供たちがより
勉強に費やせるようなものを導入していただけたらうれしいなというところは個人的には思う
んですが、どのようなものを入れられるのか教えてください。

○議長（尾関俊治君） 天野教育文化部長。

○教育文化部長（天野富三君） 間宮議員の質問にお答えします。

普通教室の教員用の授業用のタブレットは、タブレットで購入しようと考えております。

また、機種等については、今、各学校長、いわゆる校長会のほうにどういう機種がいいのか
というのを、教員からの意見も踏まえて、今、選定中でございます。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（尾関俊治君） 1 番 間宮寿和議員。

○1 番（間宮寿和君） これから選定なされるということであれば、そういう後のことも含めて

していただけるとうれしいなと思います。

もう一つ、先ほども言っておりましたこのいわゆる黒板と連動ということなんですけど、この黒板も一緒に、もう8年前ですか、9年前になるんですかねに導入なされていると思うんですね。タブレットのほうの起動が遅くなる、これはしょうがないことだと思うんですけど、同時にこの黒板のほうも同じように遅くなってくるんじゃないかなと。私が使っている限りでいうと、やはり8年から10年ぐらいで、パソコンも含め、起動も遅くなってきますし、時代に合わないものにもなってくると思います。また、セキュリティー等の問題も出てくると思いますが、そういうところにおいて、今後のことになると思うんですけど、今回ではないと思うんですけど、その電子黒板等の入替えであったりとか、そういうことについては今後どのようにお考えか、教えてください。

○議長（尾関俊治君） 天野教育文化部長。

○教育文化部長（天野富三君） お答えします。

今後の学校ICTについては、計画を、今後に向けてのですね、電子黒板を含めて、子供の1人1パソコン、タブレットという部分も含めて、今後の計画を立てさせていただいて、それに基づいて順次進めていきたいと考えております。

〔挙手する者あり〕

○議長（尾関俊治君） 1番 間宮寿和議員。

○1番（間宮寿和君） もちろん、そうですね。そんなに安いものでもないですし、全クラスとか、個人のタブレットもそうですが、使っていくとだんだんとやはり起動も遅くなり、使い勝手も悪くなりというのは当然出てくることだと思いますが、やはり今言いましたとおり、かなりの費用がかかることになりまして、タブレットを配られたときは、国からの助成というところがあって、一斉に配られたというところはあるとは思いますが、今後、やはりこれは各自治体の、補助もあるとは思いますが、各自治体の予算というところでやっていかなくちゃいけないところが多々出てくると思います。そういう意味でも、少しずつの積立てとか、そういうところも含めて、いつか要ることになるものだと思いますので、ぜひ検討いただければと思います。よろしくお願いします。以上です。

○議長（尾関俊治君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 川島功士議員。

○5番（川島功士君） ちょっと何点か質問させていただきます。

まず45ページの先ほど伏屋議員がお話しされていた件なんですけれども、県のほうから100%補助金という形で来るとのことなんですけれども、まだ先のことは分からないという話だったと思うんですけども、できるだけ続けていきたいような意向だったんですけれども、

これはよく国や県がやるんですけれども、何年かすると補助金がなくなりましたのでという形になっちゃうと、例えばこれは町単でもやるという覚悟がおありなのかどうか。やり始めたことをなかなかやめるというのは難しいかと思うんですけれども、どのようにお考えなのかということをお聞きしたいと思います。

もう一つ、次に46ページの衛生費の中の予防費の中で、医療機関とか高齢者施設のほうへ補助金というか物価高騰対策で、以前もそういうことをやられたということだったんですけれども、今回は前回より少なかったと思うんですけれども、前回も含めて、今回も要望がもしあったのか、なかったのか。前回やったものがどのように使われて、どのように例えばお考えを持たれたのかということをお聞きされているか、その事業に対する評価というものを施設に対して行ったのか、把握されているのかどうかということについてお伺いをしたいと思います。

それから、48ページ、先ほどの電子黒板とかタブレットの件なんですけれども、岐南町はタブレットにケースを最初からつけてということで保護対策を取られたようなんですけれども、その辺は今後、うちは今度保険代も個人の方から少し負担いただいてということになっているんですけれども、そういう保護対策についてはどのように今後考えていかれるのかということについてお伺いをしたいと思います。

次に、49ページの学校給食費の中で、賄い材料費ということで681万3,000円ということで、これは材料費の物価高騰分だというふうに聞いたと思うんですけれども、これはざっと計算すると3,000円ぐらいなんですかね、この期間で1人当たり、単純に人数で割ると。そういうことを、例えばこれは給食費を公会計化したということで可能になる政策だと思うんですけれども、こういうことをしているということは、その保護者の方に給食費が上がらないのはこういうおかげだよという御説明というのはされるのでしょうか、されているのでしょうか、どのようにお考えなのでしょうか、その点を質問します。

○議長（尾関俊治君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 10万円のこれは、今のところ100%ということで、議員が指摘するように、例えば4分の1であれば、これは多分国の制度ということで、これはいや応なしにお付き合いせねばなりません、今の段階で、財政的な問題もありますので、考えていませんが、そのときの状況を見て適切な判断はしたいとは思っております。

○議長（尾関俊治君） 質疑、採決の途中ですが、この際、11時5分まで休憩いたします。

休憩 午前10時48分

再開 午前11時05分

○議長（尾関俊治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

5番 川島功士議員の質問に対する答弁を求めます。

平岩住民福祉部長。

○住民福祉部長（平岩敬康君） 今回の医療・介護の補助金なんですけれども、こちらは通算で3回目になりまして、一番最初は、コロナが始まったときの経営支援的なお話でありましたので、一律、規模とかやってみえる業態にかかわらず、一律10万円で給付をいたしました。そのときに、やはり大きいところ、小さいところの差が大きいので、規模に応じてというような要望はあったようです。

前回、そのときの要望を踏まえまして、ある程度規模とかやってみえる業態の電気とかガスの使用頻度が多いような施設を厚めにということで差をつけました。

今回は、基本、その形態を継承しまして、ただ補助金のほうが以前のように来ておりませんので、補助金に合わせて2分の1という形で交付をいたす予定でございます。

前回のときには、アンケート的なものは行ってはおらないのですけれども、医療機関とか福祉施設の方々とはお会いする機会がかなりありますので、その方々からはありがたかったという言葉をいただいております。以上でございます。

○議長（尾関俊治君） 天野教育文化部長。

○教育文化部長（天野富三君） お答えします。

タブレットについては、今後の子供に渡す際のカバー等については、計画の中で検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

また、給食の無償化の関係で、無償化をする際に各保護者の方に内容を含めた格好で、こういうふうで、最終的には公費で、質と量を落とさないためにもしっかりと公費で賄っているという文面を記載した手紙を交付しております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（尾関俊治君） 5番 川島功士議員。

○5番（川島功士君） 最初の質問で、町長にお答えいただいて、適切に判断していく、それでありたいと思いますけれども、ひょっとしたらうまく回らなければやめてしまう可能性もあるということですよね。ということで、そういう判断をせざるを得ない場合は、英断を持ってやるということだというふうに受け取らせていただいております。

もう一つ、予防費の中の施設に対する補助金のことをお答えいただいたんですけれども、1回目は一律で2回目がというのは聞いていたことなんですけれども、今回もそれに合わせてということで、もともと来る金額が少ないので、それに合わせて分配するという話なんですけれども、具体的に何に使われたかということは調査されていないということで、ありがたかったという程度の要するに事業報告的、事業成果というのはそういうふうな捉え方しかされていないというふうに思っております。

それと、タブレットの件は、これからまた精査されていくということで、本当に先ほど間宮

議員も言われましたけど、電子黒板がもう今年で8年目になっていると思うので、そろそろいろんな意味でかなり厳しい状況になってくるのではないかなというふうに思っています。きちんと計画を立てていないと、延ばせば今度は児童用のタブレットの更新と重なってしまうという可能性もありますので、ほかよりどちらかというと早めに電子黒板を入れていただいたという経緯があって、逆に言うと笠松の学校の中ではタブレットを入れたときのより一層効果的な運営というのは、早くというか、先生方も慣れてやりやすかったというふうにお話を聞いておりますけれども、できるだけ早い形でそういうことがきちんと分かる方、システムが分かって、なおかつ教育の中身が分かっている方からきちんと助言をいただいて、この辺のところは前の足立部長にもさんざんお話をさせていただいておりますけれども、そういう方をきちんと確保していただいてやっていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

あと、賄い材料費の件なんですけれども、要するに無料化の上でさらにそれだけ余分にかかっておるということは、無料化のことは十分お伝えしていただいておりますと思うんですけれども、無料化以上にさらにこれだけかかっておるといってもきちんとお伝えしていただいて、保護者の方にきっちりと町側はきちんとやっておるということを伝えていただけるとありがたいなというふうに思いますので、御検討をお願いします。以上です。

○議長（尾関俊治君） 平岩住民福祉部長。

○住民福祉部長（平岩敬康君） 介護施設などへの給付金の使途などの具体的な調査はというお尋ねなんですけれども、これのもともとの目的が電気、ガス等の料金高騰分という形で交付しているものですから、施設側にじゃあおたくはどれだけ高騰前と比べて具体的に出了かとか聞いたところで、なかなか算定がしにくいかなというところで、規模に合わせて一律交付している形になっておりますので、なかなかそこを求めるのは困難かなと考えておりますので、やっております。

○議長（尾関俊治君） 天野教育文化部長。

○教育文化部長（天野富三君） 高騰分の公費負担についても文書等でしっかり保護者のほうに今現在も行っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（尾関俊治君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第42号議案は原案のとおり可決されました。

第43号議案 令和5年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第43号議案は原案のとおり可決されました。

第44号議案 令和5年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第44号議案は原案のとおり可決されました。

第45号議案 令和5年度笠松町下水道事業会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

7番 伏屋隆男議員。

○7番（伏屋隆男君） ちょっと確認なんですけれども、国庫補助金1,555万が減額されて、その分を起債を起こすということなんですけれども、国がこれがなくなった理由は何なのか、ち

よっとその辺を教えてください。

○議長（尾関俊治君） 田島建設部長兼水道部長。

○建設部長兼水道部長（田島茂樹君） 国庫補助金の減額につきましての御質問にお答えさせていただきます。

これにつきましては、昨年度までは100%いただいております。今年度につきましては、下水道工事につきましては満額つかなかったという傾向がありまして、これが、県のほうにも確認はしたんですが、今後、維持・修繕、そちらのほうの補助金のシフトも検討しているというようなお話を聞いておりますが、申し訳ございません、定かな減額になった理由といえますのは、ちょっと私どものほうでは確認は取れていないような状況でございます。

ですが、今後も、笠松町につきましても、平成元年から工事を進めさせていただきまして、かなりの歳月がたっておりまして、管路調査等のそこら辺のところにつきましてもシフトしていく予定もしておりますので、多分そのような話ではないかとは思っております。また確認させて御報告させていただきます。

○議長（尾関俊治君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第45号議案は原案のとおり可決されました。

第1号請願 インボイス制度の実施延期を求める意見書を政府に送付することを求める請願の質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず本件に対する反対討論の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

7番 伏屋隆男議員。

○7番（伏屋隆男君） このインボイス制度は今年の10月から始まるわけでした、今の段階でこ

ういう形で反対というのはちょっと時期が遅いかなということを思いますが、もともとこのインボイス制度というのは、旧財務省の時代で、消費税が導入された時点で既にもうこのインボイス制度をやるということは決まっておったんですね。それがいろんな事情で遅れてきたということもありますし、先ほどの請願の趣旨を読んでいた中で受ける、昨年、おとしですかねも請願を出されておったんですけれども、私も本当の小規模といいますか零細事業者でもあるんですが、私どものほうもインボイス制度の関係もあるんですけれども、公認会計士の方とか税理士の方に私も相談をしました。しかし、1,000万以下ですので消費税の徴収は私どもはしていないんですけれども、それが登録しなくてもいいですよと。登録することによって、逆に消費税分の、徴収していないにもかかわらず、10万円ぐらいの徴収をされるということも聞きましたので、かえってしないほうがいいですよと。

しないことによって、領収書を発行の場合も、登録番号がありませんので、それによってもらった側のほうが今度、申告の際ですね、それが無効になってしまうということも言われたんですが、相手方のほうも私確認しましたら、別に問題ありませんということを言われましたので、別に小規模事業者は登録しなくても事業はできますし、それによって、ここにも書いてありますけれども、取引が停止になったということがここに書いてありますが、本当にそうなのかな。

私どもは影響は全くありませんので、今のこのインボイス制度が実施されても今までの、特に小規模、零細企業においては影響はないというふうに私どもは思っておりますので、これに対して反対をいたします。以上です。

○議長（尾関俊治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） インボイス制度によって、この請願の趣旨に書きましたように、政府は161万者がインボイス制度の対象になり、2,480億円の増収になると計算しているようですが、インボイス制度は税率の変更を伴わない消費税の増税策の一つだと考えておりまして、非常に中小業者やフリーランスの方には重荷になるものだと思いますので、この制度に意見書を出すことを望まれていますので、賛成していきたいと思います。

○議長（尾関俊治君） ほかに討論ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

これにて討論を終結いたします。

本件については、起立により採決を行います。

本件は原案のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数であります。よって、第1号請願は不採択とすることに決しました。

閉会の宣告

○議長（尾関俊治君） これをもって本会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。
よって、令和5年第2回笠松町議会定例会を閉会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、これにて令和5年第2回笠松町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時22分

上記は会議の次第を議会事務局長が記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

令和5年6月8日

議 長 尾 関 俊 治

議 員 安 田 敏 雄

議 員 川 島 功 士